

1 IT関係

ア 情報通信ネットワークインフラの整備促進

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						
事項名	措置内容等	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等	備考
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(総務省)	<p>a 関係省庁が連携して、IT戦略会議・情報通信技術(IT)戦略本部で取りまとめられた「線路敷設の円滑化について」(平成12年11月6日)明記された以下の措置を講ずる。</p> <p>(a) 電柱・管路等の開放</p> <p>) 第一種電気通信事業者が他の公益事業者の電柱・管路等を使用する際のガイドラインを策定する。 【公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン(成13年4月1日策定)】</p>	措置済				
	<p>) 公益事業者の所有する電柱・管路等の使用に関し紛争が生じた場合の実効性のある法的担保措置を採るために必要な措置を整備する。 【電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成13年法律第62号)】</p>	措置済 (11月施行)				
(国土交通省)	<p>(b) 道路等の公的空間への敷設円滑化</p> <p>) 道路、河川、港湾等の公的空間における光ファイバーの收容空間ネットワークの整備・開放を推進するとともに、收容空間に関する情報提供の充実を図る。</p>	順次実施			<p>(国土交通省)</p> <p>平成14年度までに、道路、河川、港湾等の公共施設管理用光ファイバーの整備や電線共同溝の整備等による電線類地中化等にあわせて、約3万2千kmの收容空間等を整備。更に、收容空間等に関するデータベースを作成し、インターネットによる公表を実施。</p>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(国土交通省)) 橋梁の新設に合わせた線路敷設や将来の線路敷設に対応するため、モデル事業を選定し、光ファイバー敷設の在り方について検討する。	一部措置済	措置		(国土交通省) 平成14年4月、各道路管理者に対して、橋梁の新設時においては、光ファイバー添架希望をインターネットを通じて収集するよう、「光ファイバーケーブル等の橋梁への添架について」(平成14年3月29日国道利第29号道路局路政課道路利用調整室長、国道国第187号国道課道路保全対策官通知)等により指導等を行った。	
(国土交通省)) 冬期・年度末の路上工事抑制措置について、道路交通に及ぼす影響等をも勘案しつつ平成13年度から5年間は試行的に緩和を図るとともに、道路管理者等は当該措置の実施内容等をインターネット等により公開する。	一部措置済(試行)	措置(試行)	措置(試行)	(国土交通省) 平成13年2月、各道路管理者に対して、所要の措置を講ずるよう、「第一種電気通信事業者による線路敷設の円滑化を図る措置の実施に当たっての基本的な考え方等について」(平成13年2月15日国道利第5号道路局路政課道路利用調整室長、国道国第21号国道課道路保全対策官通知)等により指導等を行った。 また、直轄国道については、路上工事抑制措置の実施内容等を各地方整備局等のホームページ上等で公開している。	
(国土交通省)) 電線等を敷設するために下水道管きよを使用する際の標準的ルールについて周知を図る。 【下水道管きよの使用に関するガイドライン(平成13年3月30日)、標準下水道条例の変更(平成13年7月6日)】	措置済				
(国土交通省)) 直轄国道の道路占用許可申請手続の電子化について、平成13年度までに所要の措置を講ずるとともに、その他の国道及び都道府県道についても電子申請が可能となるよう地方公共団体に対して要請を行う。 【直轄国道は平成13年度内に電子化済。その他の国道及び都道府県道は平成13年2月国土交通省道路利用調整室長等通知】	措置済				

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(国土交通省)) 複数の道路管理者に係る道路占用許可申請手順のワンストップ化の推進を図る。	逐次実施			(国土交通省) 平成13年12月26日に「道路占用許可申請手順のワンストップ化推進の在り方について」を公表した。また、直轄国道の事務所間をまたがる電子申請についてワンストップ化のために必要な改良を実施し、平成15年4月1日から運用を開始した。	
(警察庁)) 道路使用許可の電子申請について、平成15年度までに可能となるよう各都道府県警察に対して電子申請システムの整備を要請する。	措置済				
(国土交通省)) 河川占用許可の電子申請について、国土交通大臣管理区間においては平成15年度までに可能となるよう所要の措置を講ずるとともに、都道府県知事管理区間においては、電子申請が可能となるよう平成15年度までに電子申請の実施方策の提示等を行い地方公共団体に対し要請する。	検討	試行	措置	(国土交通省) 河川占用許可の電子申請の実施に向け、平成15年3月に河川等許認可システムの試行運用を開始するとともに、都道府県に対する実施方策の検討を実施した。	
(国土交通省)) 河川占用許可申請に関し、光ファイバーを橋梁等に添架する場合の標準的な敷設位置等の周知を図る。 【平成13年3月国土交通省水政課長通知等】	措置済				
(国土交通省)) 道路や河川に線路敷設を行う際の手続に関する占用許可手続マニュアル(平成12年度作成)の周知を図る。 【平成13年3月国土交通省水政課長通知等】	措置済				
(国土交通省)) 道路における埋設物件情報を整備するため、道路台帳の整備を促進するとともに、道路台帳の電子化を推進する。	逐次実施			(国土交通省) 平成13年度に全国の自治体に対し、道路台帳の整備状況及び電子化の問題点に関する調査を実施した。 この結果を踏まえながら、総務省等とともに、平成15年3月に道路台帳管理データ製品仕様書(案)等を策定した。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(警察庁、総務省、国土交通省)	b ケーブルテレビ事業者について、電気通信事業者と同様、円滑な線路敷設が実現するよう関係省庁が連携し必要な措置を講ずる。	平成13年度以降、関係省庁と連携を確立した上で検討開始			(警察庁)(総務省)(国土交通省) 道路使用許可の電子申請は、ケーブルテレビ事業者にも認められている。 また、「電気通信役務利用放送法」(平成13年法律第85号)により、自ら線路設備を設置せず電気通信事業者の電気通信回線を利用した有線テレビジョン放送を制度化(平成14年1月28日施行)。この制度化を踏まえ、当該放送の用に供するための設備の道路占用について、いわゆる義務占用に準じた取扱いとした。(平成14年2月13日国土交通省道路局長通達国道利第58号等) さらに、平成14年6月に開始した河川・道路管理用光ファイバの民間開放については、平成14年6月28日に国土交通省道路局長通達国道利第9号において、ケーブルテレビ事業者も対象となるよう配慮した。	
卸電気通信役務制度の導入 (総務省)	サービスの安定的な供給及び公平な利用の確保に配慮しつつ、自治体、電力事業者、鉄道事業者等の保有する既存の光ファイバー等の有効活用を促進するとともに、電気通信事業者のネットワーク構築の柔軟性の向上を図るため、従来の一般利用者を対象とした電気通信役務と異なる専ら他の電気通信事業者を対象とした電気通信役務(卸電気通信役務)について、事業者間の個別契約に基づく柔軟な提供を可能とするための措置を講ずる。 【電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成13年法律第62号)】	措置済 (11月施行)				

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
周波数割当ての見直し (総務省)	<p>有限希少な周波数資源のより一層の有効利用を促進するため、周波数割当ての見直しを引き続き実施することとし、特に、超高速ネットワークインフラ等の形成を推進するため、以下の周波数割当ての見直しを重点的に実施する。</p> <p>a 高速無線インターネットアクセスに使用可能な周波数帯を拡張する。 【平成12年郵政省告示第746号、平成14年総務省告示第131号】</p>	措置済 (4月、2月施行)			(総務省) 「固定通信システムによるマイクロ波帯の利用に関する調査研究会」報告(平成13年6月)及び5GHz帯無線アクセスシステムの技術的条件に係る情報通信審議会答申(平成14年5月7日)を踏まえ、第4世代移動通信システム及び5GHz帯無線アクセスシステムに係る周波数割当て計画の変更について電波監理審議会に諮問し、8月7日に答申を受けたことから、9月19日に同計画を改正した。	
	<p>b 第4世代移動通信システム及び5GHz帯無線アクセスシステムの周波数を確保するための周波数再配分を実施する。</p>	検討	結論(4月)周波数割当て計画改正			
周波数割当て方法の検討 (総務省)	<p>周波数の割当て方法について、公正性、透明性を高め、電波の有効利用を一層促進する観点から、オークション制度に関する海外の最新動向を調査・フォローするとともに、オークション制度の導入の是非を含め検討を進める。</p>	調査・検討	調査・検討		(総務省) 最適な周波数配分の実現を目的とした新たな電波有効利用方策の検討を行うため、平成14年1月から電波有効利用政策研究会を開催し、同年12月に報告書を取りまとめた。 同報告書においては、 新たな電波ニーズに迅速に対応するため、準備期間(計画の策定から免許人に電波利用の終了を求めるまでの期間)が短期間となるような再配分を実施した場合に損失を受ける既存免許人に対する給付金制度の導入。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
					<p>個々の無線局の周波数の割当方法について、公正性、透明性を高め、電波の有効利用を促進する観点から、比較審査項目に電波の再配分費用の負担について新規免許人が自ら申し出る負担額等を加えて審査する市場原理活用型比較審査方式の導入を提言した。</p> <p>また、周波数の割当方法へのオークション導入の是非については、欧州における落札額の高騰問題など、電波の有効利用を著しく阻害する危険性が強いことから、オークションではなく、新たな免許手続き(市場原理活用型比較審査方式)の導入を提言した。</p> <p>なお、給付金制度の具体化については、平成15年2月より「電波再配分のための給付金制度の具体化に関する研究会」を開催し、給付金額の算定方式等について検討中である。</p>	
周波数に関する情報提供 (総務省)	周波数の利用状況に関する公開可能な情報について、現在の提供方法に加えて、電波の利用者の利便の一層の向上に資するような情報提供方法について検討し、所要のシステム開発等、環境整備を行う。 (第154回国会に関係法案提出)	調査方法の検討、システム開発	システム開発、法案成立後公布・施行		(総務省) 公開可能な無線局免許情報について、インターネットで公開するとともに、無線局を開設しようとする者が自らの無線局の開設に必要な他の無線局との混信調査を行えるようにするため、目的外使用を禁止等した上で、混信調査に必要な範囲内でより詳細な無線局情報を提供する制度の導入を内容とする「電波法の一部を改正する法律」(平成14年法律第38号)が成立した。 (平成14年5月10日公布、平成15年3月17日施行)	
地上テレビジョン放送のデジタル化完了後の空き周波	地上波テレビジョン放送のデジタル化に伴い、アナログ放送の終了後テレビジョン放送以外の用途に割当可能となる周波数について、諸外国の動向を調査するとともに、電波の特性に応じた最適な利用方法について検討を	調査・検討	調査・検討	調査・検討	(総務省) 地上波テレビジョン放送のデジタル化により、約100MHzの帯域が平成24年以降テレビジョン放送以外の用途で使用可能となるよう周波数割当計画を変更し	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
数の利用方法の検討 (総務省)	進める。				た。(平成13年7月25日総務省告示第477号) また、米国、英国等諸外国における地上波テレビジョン放送の周波数構成、アナログ放送の停波時期等について調査を実施した。今後とも、平成24年以降に使用可能となる約100MHzの周波数について、諸外国の動向を引き続き把握するとともに、電波の特性に応じた最適な利用方法について、継続して検討を行う。	
電力線搬送通信設備に使用する周波数帯域の拡大 (総務省)	電力線搬送通信設備に使用する周波数帯域の拡大(2MHz~30MHzを追加)について、放送その他の無線業務への影響について調査を行い、その帯域の利用の可能性について検討する。	検討	検討 (結論)		(総務省) 電力線搬送通信については航空管制や短波放送等他の無線通信への影響が危惧されることから、「電力線搬送通信設備に関する研究会」(平成14年4月~7月)を開催して検討したが、現在の状況では周波数帯域を拡大することは困難との報告を得た。当該報告を踏まえ検討した結果、現時点では当該周波数帯域の拡大は行わないこととした。	
高速道路の高架橋脚空間の活用 (国土交通省)	高速道路の高架橋脚空間への光ケーブルの敷設の方策について検討する。	検討	検討		(国土交通省) 高速道路の高架橋脚空間への光ファイバーの敷設方策を含めた高速道路の管理用光ファイバーの開放方策については、平成13、14年度に実施した通信事業者の需要動向調査の結果を踏まえつつ、高速道路の管理者たる日本道路公団等と共同で検討を行っているところであるが、現在、検討の前提となる民営化後の日本道路公団等の組織形態、業務内容等について政府において検討を進めていることから、その検討状況を踏まえ、引き続き高速道路の管理用光ファイバーの開放方策についての検討を行う。	

イ 電気通信分野における新たな競争政策の樹立

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
非対称規制の導入 (総務省)	市場支配力を有する電気通信事業者の反競争的行為を防止、除去するための規制を導入する。 【電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成13年法律第62号)】	措置済 (11月施行)				
事業者規制緩和の徹底 (総務省)	一方、事業者に対する規制緩和を積極的に推進する観点から、以下の事項について、速やかに措置を講ずる。 a 市場支配力を有さない事業者間の接続協定について認可制を一定の条件下で届出化 【電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成13年法律第62号)】	措置済 (11月施行)				
	b 市場支配力を有さない第1種電気事業者の契約約款について、認可制を一定の条件下で届出化 【電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成13年法律第62号)】	措置済 (11月施行)				
	c 業務区域拡大に係る変更許可制の届出化	検討	措置 (4月施行予定)		(総務省) 「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令」により措置した。(平成14年4月30日施行)	
電気通信事業における事業区分の見直し (総務省)	電気通信事業における事業区分について、今後のネットワークの動向やネットワーク構築における柔軟性確保、競争の進展状況を踏まえ、また、通信と放送の融合の進展、諸外国におけるハード・ソフト分離規制の動向等に配慮しつつ、制度の簡素化等の観点等を含め、見直しに向けた検討に着手する。	検討	結論		(総務省) 平成14年8月7日に、情報通信審議会から、IP化・ブロードバンド化といったネットワーク構造や市場構造の急激な変化に柔軟に対応するとともに、電気通信事業者の多様な事業展開を促すため、電気通信事業法における一種・二種の事業区分を廃止する等競争の枠組みについて見直すことを内容とする「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての最終答申」を得た。 この答申を受けて、電気通信事業法の一部を改正する法律案を第156回国会に提出した。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考	
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
他事業者のネットワーク利用 (総務省)	電気通信事業者によるネットワーク構築における一層の柔軟性を確保する観点から、以下の措置を講ずる。 a 第一種電気通信事業者が行う業務の委託に係る認可要件の緩和等について検討し、所要の措置を講ずる。	検討	措置(4月施行予定)		(総務省) 「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令」等により措置した。(平成14年4月30日施行)		
	b 第一種指定電気通信設備を設置している東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「東・西NTT」という。)の地域通信網における事業者向け割引料金(キャリアズレート)制度の拡充について検討し、所要の措置を講ずる。 【平成14年総務省令第14号】	措置済 (2月施行)					
	c 光ファイバー設備の案バンドル化については、端末系伝送路設備、中継伝送路設備の各々について、伝送装置を介さないアンバンドルされた形態での接続を確保するための措置を講ずる。 【平成13年総務省令第59号、平成13年総務省令第60号】	措置済 (4月施行)					
携帯電話の国際ローミングに係る協定等の認可対象外化 (総務省)	携帯電話の国際ローミングの実施に係る海外事業者等との間の協定等の締結に関し、諸外国における次世代携帯電話(IMT-2000)サービスの開始状況等を踏まえつつ、総務大臣の認可の対象外とすることについて検討する。		必要に応じ検討		(総務省) 次世代携帯電話(IMT-2000)サービスが本格的に提供され、一部事業者において国際ローミングも実施されていることから、諸外国の状況等をみつつ、携帯ローミングに関し、認可対象外とすることについて検討を開始した。		
インターネット関連サービスに関する業務支援システム(OSS)の開放 (総務省)	インターネット関連サービスを提供する際に必要な東・西NTTの業務支援システム(OSS)の開放について、開放すべき項目について、個人情報の保護や費用負担の在り方等の観点から検討を行う。		検討・結論		(総務省) 平成14年7月23日、「IT時代の接続ルールに関する研究会」の報告書において、DSLサービス及び光サービス関連のNTT東西の業務支援システム(OSS)について、開放すべき項目及び費用負担の考え方等について公表した。		

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
ユニバーサルサービス (総務省)	電気通信分野におけるユニバーサルサービスの提供を確保するため、地域通信市場の競争の進展の状況に応じて、必要なコストを合理的基準に基づき電気通信事業者間で負担する制度を設ける。 【電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成13年法律第62号)】	法案成立・公布	措置(公布後1年以内に施行予定)		(総務省) 平成13年6月22日、電気通信分野におけるユニバーサルサービスの提供を確保するため、地域通信市場の競争の進展の状況に応じて、必要なコストを合理的基準に基づき電気通信事業者間で負担する制度の創設等を内容とする「電気通信事業法の一部を改正する法律」(平成13年法律第62号)が公布され、平成14年6月20日に施行された。	
電気通信事業分野における紛争処理機能の強化 (総務省)	電気通信事業者間の紛争の迅速かつ効率的な処理を図るため、接続等に係る紛争のあっせんなどを行う機関として、両議院の同意を得て総務大臣が任命する委員から構成され、通常の許認可部門から組織的に独立した「電気通信事業紛争処理委員会」(国家行政組織法第8条に基づく機関)を設置する。 【電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成13年法律第62号)】	措置済 (11月施行)				
NTTの在り方 (総務省)	a NTTのグループ経営の改善と公正競争の確保を図る観点から、地域通信網の開放の徹底、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモに対するNTT持株会社の出資比率の引下げを含むNTTグループ内の相互競争の実現、東・西NTTの経営効率化の推進等、競争促進のための自主的な実施計画をNTT持株会社及び東・西NTTが作成し、公表することを期待するとともに、当該実施計画の実施状況を注視する。 【電気通信市場の競争促進のための自主的な実施計画の実施について(平成13年10月26日公表)】	一部措置済	注視	注視	(総務省) 平成13年10月25日、電気通信市場の競争促進のための自主的な実施計画がNTTから公表・報告された。これを受け、同月26日に「電気通信市場の競争促進のための自主的な計画の実施について」を公表した。 その後、平成14年10月29日、NTTから電気通信市場の競争促進のための自主的な実施計画の実施状況が公表・報告されたことから、これを受け、同月30日に「電気通信市場の競争促進のための自主的な実施計画の一層の推進について」を公表した。 今後とも、引き続き着実かつ速やかな実施を要請するとともに実施状況を注視する。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	b NTTグループ企業間のファイアウォールの在り方に関し、平成11年7月のNTT再編時のファイアウォールの遵守状況を速やかに点検する。 【NTT再編成時のファイアウォールの遵守状況の点検結果(平成14年2月22日)】	一部措置済	引き続き注視	引き続き注視	(総務省) NTT再編時のファイアウォールについて、遵守状況の点検を行い、平成14年2月22日に点検結果を公表した。これについて意見募集を行った結果を踏まえ、同年4月8日に「NTT再編成時のファイアウォールの遵守について」により東・西NTT及びNTTコミュニケーションズを指導した。 今後とも、引き続き注視する。	
	c また、東・西NTT間における競争の促進状況について、十分注視し、必要に応じ人的を始めとするファイアウォールの設置その他の手段により実質的な競争を実現するための有効な措置を講ずる。	必要に応じ措置			(総務省) 東・西NTT間における競争の進展状況について注視している。	
	d 東・西NTTの業務範囲規制については、IT革命推進のため、東・西NTTの業務範囲規制を本来業務の遂行及び公正競争条件に支障を与えないことを条件として緩和しうる措置を講ずる。 【電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成13年法律第62号)】	措置済(11月施行)				
	e NTTグループの経営形態等については、公正な競争を促進するための施策によっても十分な競争の進展が見られない場合には、通信主権の確保や国際競争の動向も視野に入れ、速やかに電気通信に係る制度、NTTの在り方等の抜本的な見直しを行う。	必要に応じ措置			(総務省) 平成13年6月22日、電気通信事業における公正な競争を促進するための諸措置を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第62号)の施行(11月30日)等による、競争の進展状況を注視している。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	<p>f 以上のほか、日本電信電話株式会社法(NTT法)等における規制について、国の安全確保や電気通信の公共性の確保等に配慮しつつ、以下の措置を講ずる。</p> <p>(a) 国の安全確保に係る措置については、</p> <p>) 電気通信分野における国の安全確保のために有効な措置の在り方について検討し、必要に応じて、外為法の運用強化を含む有効な措置を講ずる。</p>	結論	必要に応じて措置		<p>(総務省)</p> <p>電気通信分野における国の安全確保のために有効な措置の在り方について、平成14年2月の情報通信審議会「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第二次答申」の中で取りまとめられた。</p> <p>今後とも、国の安全確保や電気通信の公共性の確保等の状況の変化を注視しつつ、必要に応じて措置する。</p>	
	<p>) 当面、NTT持株会社の外国人等の議決権割合に係る規制を3分の1未満まで緩和する等の措置を講ずる。</p> <p>【電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成13年法律第62号)】</p>	措置済 (11月施行)				
	<p>(b) NTT持株会社及び東・西NTTに係る外国人役員規制の在り方については、WTO基本電気通信合意上、我が国がNTTに係る外資規制と一体として当該制限を留保してきた経緯を踏まえ、外資規制の在り方と一体で検討する。</p>	結論	国の安全確保や電気通信の公共性の確保等の状況の変化を注視しつつ、必要に応じて措置		<p>(総務省)</p> <p>NTT持株会社及び東・西NTTに係る外国人役員規制の在り方については、平成14年2月の情報通信審議会「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第二次答申」を踏まえ、当分の間、緩和を行わないこととするが、今後の国の安全確保や電気通信の公共性の確保等の状況の変化を注視しつつ、必要に応じて措置する。</p>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	(c) NTT持株会社に係る政府保有株式数規制については、緩和する方向で検討を進める。	検討	引き続き検討(結論)		(総務省) NTT持株会社に係る政府保有株式数規制の在り方については、「特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)」及び平成14年2月の情報通信審議会「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第二次答申」等を踏まえ、売却可能株式の処分状況を勘案するとともに、国の安全確保、ユニバーサルサービスの安定的な確保及び我が国の研究開発力の維持等への影響を十分に検証しつつ、引き続き検討する。	
	(d) NTT持株会社の新株発行の認可制については、国際的なM&A(企業合併・買収)等のグローバルな事業活動を迅速かつ弾力的に展開するための機動的な資金調達という観点等から、緩和措置を講ずる。 【電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成13年法律第62号)】	措置済 (11月施行)				
	(e) NTTコミュニケーションズの経営の自主独立性の確保等を図る観点から、NTT持株会社がNTT法附則第6条の規定により取得したNTTコミュニケーションズの株式の処分に係る認可制度を廃止する。 【電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成13年法律第62号)】	措置済 (11月施行)				

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
電気通信事業分野における独占禁止法上及び電気通信事業法上の考え方の明確化(公正取引委員会、総務省) <競争の再掲>	a 電気通信事業分野における公正な競争を促進する観点から、独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為や、競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為の具体的事例を示した独占禁止法上及び電気通信事業法上の指針を平成13年中にとりまとめ、公表する。 【電気通信事業分野における競争の促進に関する指針(平成13年11月30日)】	措置済				
	b また、上記指針について、平成14年中に見直しを行うとともに、その後も必要に応じて逐次見直しを行う。		見直し	必要に応じて逐次見直し	<競争 参照>	
「MVNOガイドライン(仮称)」の策定(総務省)	移動体通信市場において、周波数の割当を受けずにサービス提供を行うMVNO(Mobile Virtual Network Operator)の参入を促進し、更なる競争の進展を通じた料金の低廉化、サービスの多様化を図るため、MVNOに係る制度運営の透明性・予見可能性を高める「MVNOガイドライン(仮称)」を策定・公表する。		措置		(総務省) 平成14年6月11日、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」を策定・公表した。	

ウ 電子商取引ルールと新たな環境整備

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
景品類に関する規制の見直し(公正取引委員会) <競争の再掲>	電子商取引など新しい携帯の商取引の普及に対応するために、現行の景品類に関する規制について早急に検討を行い、ホームページ上で景品類を提供する再の景品規制に関する運用基準など、電子商取引における景品類の規制についての運用基準を明確化する。 【インターネット上で行われる懸賞企画の取り扱いについて(平成13年4月26日公表)】	措置済				競争 参照	
対消費者電子商取引に係る独占禁止法上の考え方の明確化(公正取引委員会) <競争の再掲>	対消費者電子商取引に関して、消費者保護の観点から電子商取引上の表示に対する景品表示法上の対応や消費者に分かりやすい表示の在り方について、「消費者向け電子商取引への公正取引委員会の対応について-広告表示問題を中心に-」を平成13年1月に公表したところであるが、平成13年中に電子商取引の実態を適宜把握し、必要に応じて見直しを行う。	必要に応じて逐次見直し				競争 参照	
商業帳簿等の電子化(法務省) <法務イの再掲>	システム化による業務効率向上を図る観点から、監査報告書、株主総会議事録、取締役会決議議事録について、電子署名、電子認証、電子的閲覧等の仕組みが整備されている場合には、電子データによる作成・保存を認める。 定款等についても、同様の観点から、電子署名、電子認証、電子的閲覧等の仕組みが整備されている場合には、書面での作成及び備置きは不要とする。 【商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)】	法案成立、公布	措置(4月施行)			法務イ 参照	
株主総会の招集通知の電子化(法務省) 法務イの再掲	インターネットや電子メール経由による招集通知を希望する株主に対しては、企業のコスト軽減、環境への配慮の観点から、インターネットや電子メール経由での通知を認める。 【商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)】	法案成立、公布	措置(4月施行)			法務イ 参照	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
株主総会における議決権行使の電子化 (法務省) <法務イの再掲>	株主総会参加のための時間・距離・コストの制約を取り除き、より多くの株主との意思疎通を図り、同時に定足数の確保を図る観点から、株主が希望する場合には、議決権行使書面の電子化を認めるための所要の措置を講ずる。 【商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)】	法案成立、公布	措置(4月施行)		法務イ 参照	
電子媒体による株式会社の公告の実現 (法務省) <法務イの再掲>	企業のコスト削減の観点、インターネットのメディアとしての普及具合等を総合的に勘案した上で、電子媒体による公告を会社の公告として認めることについて、検討を行い結論を得た上で所要の措置を講ずる。 【商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)】	法案成立、公布	措置(4月施行)		法務イ 参照	
インターネット等での取引に係る社員の雇用形態の見直し (金融庁) <金融工の再掲>	保険募集において、派遣社員等が活用できるよう、「保険募集に従事する役員又は使用人」の解釈を示した金融庁の「事務ガイドライン」を平成13年中に見直す。 【金融庁事務ガイドライン(平成13年3月30日)】	措置済			<金融工 参照>	
インターネットによる保険販売に係る事業方法書の認可基準の明確化 (金融庁) <金融工の再掲>	平成13年中に、インターネットによる保険販売の方法に係る内閣総理大臣の認可基準を明確化する。 【保険業法施行規則の一部を改正する省令(平成13年内閣府令第66号)及び金融庁事務ガイドライン(平成13年7月6日)】	措置済(7月施行)			<金融工 参照>	
CPのペーパーレス化 (金融庁、法務省) <金融ウの再掲>	券面を必要としないCPの発行、移転、償還等の在り方について関係団体等の参加を得た検討結果を踏まえ、CPのペーパーレス化について必要な措置を講ずる。 【短期社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)】	法案成立、公布	措置(4月施行)		<金融ウ 参照>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
証券決済制度改革 (金融庁、法務省) <金融ウの再掲>	証券決済の迅速化及び確実化を実現するため、社債等について、その無券面化を可能とするとともに、それが階層的に保有される場合について、社債等登録法を廃止し、新たな振替制度を創設する。 (第154回国会に係る法案提出)	法案提出	法案成立後公布・施行		<金融ウ参照>	
医薬品のカタログ販売における範囲の見直し (厚生労働省) <流通ウの再掲>	近年のインターネットによる取引の急速な発展にかんがみ、カタログ販売の可能な医薬品の範囲を拡大することにより消費者利便の向上を図る観点から、現時点において薬局等で販売されている医薬品について、カタログ販売が可能な医薬品の範囲に追加できるものがあるか否かについて、これまでの基準に従い、改めて検討する。	検討	検討		<流通ウ参照>	
不動産特定共同事業の手続要件 (国土交通省、金融庁) <住宅アの再掲>	電子機器を活用してより低廉な費用で不動産特定共同事業が活用されるよう書面交付手続等における電子機器の活用形態の明確化について、消費者保護やトラブルの未然防止を図りつつ、検討を行い、どのような電子機器の活用形態が、現行制度の「書面を交付して説明」(法第24条第1項)、「書面に記名捺印」(法第24条第2項)に該当するののかについて、他法令との整合性を図りつつ明確にする。その上で、必要があれば、制度改正を検討する。	検討			<住宅ア参照>	
電子契約、情報財契約のルール (経済産業省)	a インターネット等の情報通信の手段を用いる場合の隔地者間の契約の成立時期などについて、民法が定める民事ルールを見直し、電子商取引の円滑化を図るための法案として、電子取引に係る民法の特例等に関する法律案を国会に提出するなど、所要の制度整備を行う。 【電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律(平成13年法律第95号)】	措置済 (12月施行)				

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	b プログラム取引における利用者保護措置を定める「特定電子取引の円滑化に関する法律案」(仮称)を国会に提出するなど、所要の制度整備を行う。 【電子商取引等に関する準則(平成14年3月策定)】	一部措置済			(経済産業省) 電子商取引等への現行法規の適用に関して、「電子商取引等に関する準則」(法解釈指針)を平成14年3月29日に策定・公表した。 また、平成14年7月30日に同準則の内容を見直し改訂した。	
インターネットサービスプロバイダ等の責任ルール (総務省)	インターネット上の情報流通に関して、ウェブページ等への情報掲載による他人の権利利益の侵害にプロバイダ等が迅速かつ適切な対応が行えるよう責任を明確化するため、必要なルールの整備を行う。 【特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)】	法案成立、公布	措置(公布後6か月以内に施行予定)		(総務省) 平成13年11月30日、ウェブページへの情報掲載等による他人の権利の侵害に対して迅速かつ適切な対応を行えるようプロバイダ等の責任を明確化すること等を内容とする「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(平成13年法律第137号)が公布され、平成14年5月27日に施行された。 同法について、逐条解説を総務省HPに掲載するなど、その周知に努めるとともに、電気通信事業者が権利の侵害に対して適切かつ迅速に対応するための自主的ガイドラインの策定を支援した。	
通信販売等におけるいわゆる迷惑メール対策 (経済産業省)	消費者が電子メールによる商業広告の受け取りを希望しない旨の連絡を通信販売事業者等に行った場合には、その消費者に対する商業広告の再送信を禁止する等、通信販売等における電子メールの利用の適正化のための措置を講ずる。 (第154回国会に關係法案提出)	法案提出	法案成立後公布・施行		(経済産業省) 平成14年4月19日、「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」(平成14年法律第28号)が公布され、7月1日に施行された。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
電子商取引の促進のための既存制度の見直し (関係府省)	対面行為の義務付け、事業所・人員などの必置規制、書類保存義務など、電子商取引の成長を妨げる既存の法律や規制の改定について検討する。 【平成13年経済産業省令第20号等】	逐次検討			(関係府省) 職業紹介分野における電子的手段の利用、電気用品安全法における検査記録の電子媒体による保存を可能とするための制度の見直し等、関係府省において、逐次見直しが行われている。(平成13年経済産業省令第20号等) (内閣官房) 平成14年12月9日、IT戦略本部において「事業活動のIT化に係る規制の現状と課題」を報告した。	
インターネットを利用した古物取引を促進するための環境整備 (警察庁)	古物商が古物の買受け等を行う場合の相手方の確認について、電子署名等を用いた非対面による方法によっても行うことができることとする等古物商によるインターネットを利用した取引を促進するための措置を講ずる。 (第154回国会に関係法案提出)	法案提出	法案成立後公布・施行		(警察庁) 「古物営業法の一部を改正する法律」(平成14年法律第115号)が平成14年11月27日に公布された。 このうち、本件関連部分については平成15年4月1日に施行された。	
ソフトウェアライセンス契約等に関する独占禁止法上の考え方の明確化 (公正取引委員会) <競争の再掲>	ソフトウェアライセンス契約等について、競争政策の観点から実態を把握し、平成13年度末を目標に独占禁止法上の考え方の明確化を図る。 【ソフトウェアと独占禁止法に関する研究会の報告書(平成14年3月20日公表)】	措置済			<競争 参照>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
コンテンツ市場における競争政策の在り方の検討、コンテンツに関する標準契約書案の策定 (経済産業省)	コンテンツ取引やクリエイターに対する報酬等に関する現状と問題点を整理した上で、コンテンツ市場における競争政策の在り方を検討するとともに、コンテンツに関する標準契約書案の策定など製作・流通等に係るルールの確立のための方策を講ずる。	検討	措置		<p>(経済産業省)</p> <p>アニメーション産業研究会を開催し、アニメーションにおけるモデル契約(放送局と元請間)を公表し(平成14年7月)、適切な契約を励行した。</p> <p>また、公正取引委員会の開催する企業取引研究会に参画し、コンテンツ取引について検討を行い、この結果も踏まえ、コンテンツ制作を含めた役務の委託に係る下請取引に対する下請代金支払遅延等防止法の適用等を内容とする、同法の改正法案が第156回国会に提出された。</p> <p>さらに、コンテンツファイナンス研究会を設立し、信託関連法、商品ファンド法の見直しなどにより、コンテンツクリエイターを含め制作事業者が外部資金を容易に調達することによってクリエイターの自立を可能とする方策について4月末にとりまとめる予定である。</p>	
ブロードバンド・コンテンツの流通を促進するための環境整備 (総務省、経済産業省)	ブロードバンド・コンテンツのネットワーク流通を円滑化するため、コンテンツ流通の実証実験を通じ、基盤技術の確立及び権利処理ルールの整備を図る。		実証実験	措置	<p>(総務省)</p> <p>民間企業の参画を得て立ち上げた実験協議会等との連携により推進中の実証実験を通じ、コンテンツのネットワーク流通を円滑化するための基盤技術のうちメタデータ交換フレームワーク技術等を確立するとともに、実験参加企業等によるTV-Anytime Forum等の国際標準化団体に対する提案を推進した。</p> <p>(経済産業省)</p> <p>権利者、コンテンツ制作者、提供事業者の間における権利情報などのメタデータ交換インターフェイスを統一し、EDI化するための仕組みを開発するため、実地検証を実施した。(平成14年11月～平成15年3月)</p>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
					(総務省、経済産業省) 実証実験を通じ、実験参加企業等による権利処理ルールの整備に向けた取組(日本経団連において「ブロードバンドコンテンツ流通促進研究会」を開催)を支援している。	
21特許法の見直し (経済産業省)	インターネット上で取引されるコンピュータソフトウェアの保護の明確化等インターネット上での知的財産保護についての検討を行い、特許法及び商標法の見直しなど、所要の制度整備に取り組む。 (第154回国会に関係法案提出)	法案提出	法案成立後公布・施行		(経済産業省) 「特許法等の一部を改正する法律」(平成14年法律第24号)が平成14年4月17日に公布され、同年9月1日に施行された。	
22著作権制度の充実 (文部科学省)	高速情報通信ネットワークの急速な普及に対応し、著作物等のインターネット上での適正かつ公正な利用を確保するため、著作権制度上の当面の課題について検討を行い、所要の制度整備を行うとともに、著作権教育・普及啓発の充実を図る。 (第154回国会に関係法案提出)	法案提出	法案成立後公布・施行		(文部科学省) 「著作権法の一部を改正する法律」(平成14年法律第72号)により、 ・「放送事業者」及び「有線放送事業者」にインターネットでの無断送信を差し止めるための「送信可能化権」を付与した。(平成15年1月1日施行) ・「実演家」にデジタル化による無断改変等を防止するための「実演家人格権」を付与した。(平成14年10月9日施行) また、「情報化」の急速な進展に対応し、広く多くの国民を対象として、著作権に関する知識や意識を高めるための総合的な教育事業を行い、著作権教育・普及啓発の充実を図った。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
23コンテンツ権利情報を整理する仕組みの研究 (総務省、経済産業省、文部科学省)	テレビ番組などの権利関係が複雑なコンテンツについて、関係する全ての権利者・権利に関する情報をコンテンツ制作時に整理する仕組みの研究を実施する。		研究	措置	(総務省、経済産業省、文部科学省) 総務省、文部科学省、経済産業省で、テレビ放送番組を例にとり、権利者・権利に関する情報を整理する仕組みについての検討を実施した。 これを踏まえ、総務省が放送コンテンツに付与するメタデータの体系を検討し、「放送コンテンツのネットワーク流通促進に向けたメタデータ交換フレームワークに関する報告書」をとりまとめた。(平成15年3月31日)	
24ADRの整備 (経済産業省及び関係府省)	a 既存の相談機関の紛争処理能力向上及びADR(Alternative Dispute Resolution: 裁判外紛争処理)機関相互のネットワーク化を図り、消費者へのワンストップサービスの実現を目指すとともに、トラストマーク制度における市場メカニズムを利用したB to C(対消費者)電子商取引のための新たなADRスキームの構築を行う。	一部措置	措置		(経済産業省及び関係府省) 平成13年11月より、インターネット通販に係る紛争に対応するための公平かつ迅速な紛争処理スキームの在り方についての実証実験を実施している。 平成13年9月に成立した日米韓のトラストマーク制度(ADRを含む)の連携を受けて、平成14年3月、さらに欧州、シンガポール、台湾、中国、オーストラリアも含めた国際連携(グローバル・トラスト・アライアンス(GTA))の実現に向けて協議を開始しているところである。その先駆けとして、平成15年1月、日韓星台の4カ国でアジア・トラストマーク・アライアンス(ATA)を創設した。 また、平成14年6月には、(社)日本訪問販売協会により、訪問販売、連鎖販売等の消費者取引に係る拘束力ある業界ADRとして、「消費者取引紛争処理機構」が創設された。	
(司法制度改革推進本部及び関係府省) <法務ア bの再掲>	b 総合的なADRの制度基盤を整備する見地から、ADRの利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律案を提出することも含めて必要な方策を検討し、遅くとも平成15年度末までに所要の措置を講ずる。	検討、措置			<法務ア b参照>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
25個人情報の保護 (内閣官房)	個人情報の有用性に配慮しつつ、個人情報の保護を図り、国民が高度情報通信ネットワークを安心して利用できる仕組みを整備するため、以下の措置を講ずる。				(内閣官房) 「個人情報の保護に関する法律案」を第156回国会に提出した。	
	a 平成13年中に、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とし、個人情報の適正な取扱いに関し基本となる原則を定めるとともに、個人情報データベース等を事業の用に供している一定の事業者が遵守すべき義務、政府が講ずべき措置等に関する基本事項を内容とする個人情報の保護に関する法律案を国会に提出するなど、所要の制度整備を行う。 (第151回国会に係る法案提出)	法案提出	法案成立後公布			
(総務省及び関係府省)	b 個人情報の保護に関する法律の成立を受け、電気通信分野における個人情報保護に関する個別法案を平成14年度までに国会に提出するなど、個別分野における個人情報の保護のために必要な措置を講ずる。	検討	検討措置(電気通信分野)		(総務省及び関係府省) 全ての分野を包括的に対象とする「個人情報の保護に関する法律案」の動向を勘案しつつ、個別分野での個人情報の適正な取扱いが担保されるよう必要な措置を講じるための検討を行った。	
26通信と放送の融合に対応した制度整備 (総務省)	通信、放送を取り巻く環境の大きな変化への的確な対応を図る観点から、以下の措置を講ずる。 a 通信衛星を利用した放送に必要な認定手続や、第一種電気通信事業者の通信回線を利用したケーブルテレビ事業に必要な許可手続の簡素化等、通信と放送の融合の進展に対応した制度整備を推進する。 【電気通信役務利用放送法(平成13年法律第85号)】	措置済(1月施行)				

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	b いわゆる「限定性を有する放送」について、今後、新たなサービスの出現に応じて、メディア特性に応じた規制の在り方を検討する。	逐次実施			(総務省) 通信衛星を利用した新たなサービス展開の円滑化に資するため、平成13年12月に、「通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン」を見直し、特定会員限定の情報配信サービスについて、通信として整理される類型の追加等を行った。	
27NHKのBSデジタル放送の在り方 (総務省)	NHKのBSデジタル放送に関し、NHKに期待される役割、他の民間放送事業者との公正有効競争の確保の観点、BSアナログ放送とBSデジタル放送のサイマル放送期間を勘案しつつ、保有メディアの数及びスクランブル化の実施について検討する。	検討開始	検討	検討(結論)	(総務省) BSデジタル放送に関し、情報通信政策局長主催の「衛星放送の在り方に関する検討会」において、NHKに期待される役割、BSアナログ放送の終了時期等について検討を行った。	
28放送のデジタル化の推進 (総務省)	地上放送については、早期にデジタル放送を開始できるよう、地上デジタル放送のマスメディア集中排除を含めた環境整備を推進する。 【平成13年総務省告示第475号、平成13年総務省告示第476号等】	逐次実施			(総務省) 平成13年7月及び平成14年9月に「放送普及基本計画」及び「放送用周波数使用計画」の一部変更等を行い、地上テレビジョン放送のデジタル化に伴う環境整備を推進した。 また、マスメディア集中排除原則については、デジタル放送とアナログ放送のサイマル放送の実施を可能とするため、平成14年9月27日に公表した地上デジタルテレビジョン放送局の免許方針にその旨を規定した。 さらに、平成15年2月に「放送政策研究会」においてマスメディア集中排除原則の在り方等について最終報告がとりまとめられたところであり、今後現行の制度の見直しについて、引き続き検討を行っていく予定である。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
29CSデジタル放送の外資規制(総務省)	電気通信役務を利用して行う放送の制度整備を行うことに伴い、これに該当するCSデジタル放送の外資規制を撤廃する。 【電気通信役務利用放送法(平成13年法律第85号)】	措置済(1月施行)				

エ 社会・行政の情報化の推進

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
E B M (evidence-based Medicine: 根拠に基づく医療)の推進(厚生労働省) <医療イの再掲>	患者本位の医療サービスを実現するために、診療ガイドラインの作成やデータベースの整備が必要であり、平成15年度中にE B Mの提供体制を整備し、速やかにE B Mが広く一般的に行われるようにする。また、患者が自ら診療内容等を理解し選択しやすくするためには、国民用の診療ガイドラインを整備する。これらを公正で中立な第三者機関が行うための環境整備を行う。	逐次実施 E B Mの樹立(平成15年度目途)			<医療イ 参照>		
医療分野IT化のグランドデザインとその推進(厚生労働省) <医療アの再掲>	医療の質の向上と効率化の観点から、医療分野のIT化に関して戦略的なグランドデザインを描く。また、これを推進する支援・助成について、医療費体系の整備の在り方を含め検討し、電子カルテ等、各種IT化を統合的に推進する。	[前段] 措置済					
		[後段] 検討	[後段] 検討(早期結論)		<医療ア 参照>		
レセプトのオンライン請求を中心とする電子的請求の原則化(厚生労働省) 医療アの再掲	a IT化のメリットを最大限享受し医療事務の効率化を図るため、レセプトの電子処理方法を確立し、磁気テープなどによる請求に加え、オンラインによる請求をできるようにする。このため、明確な目標期限、実現のための推進方策、安全対策などを明らかにした計画を平成13年度中に策定し、速やかに電子的請求の原則化を図る。さらに、オンライン化による請求を中心のものとするため、一定期間を定め、オンライン請求を促進するための措置などを導入し、オンライン請求を中心とする電子的請求の原則化を図る。また、オンライン請求を確実かつ安全なものにするためには、プライバシーの保護、セキュリティの確保などが重要であるが、今日のIT化の進展及び他分野での運用の状況を勘案し、短期間でそれら安全面の対策を講ずる。	一部措置済(13年度中計画策定)	措置(速やかに原則化等)		医療ア 参照		

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
	b 実態を重視し、安全性が十分確保されているとするものについては即時にオンライン請求を可能とする措置を講ずる。		速やかに措置				
電子レセプトの規格の充実・強化及び使用の普及促進 (厚生労働省) <医療アの再掲>	a レセプトの電子請求を促進し、医療事務の効率化やレセプト情報の有効活用により医療の質的向上を図ることが重要である。また、病名・手術名・処置名等やそのコードについてのレセプト、カルテの統一化や、それに適したレセプトフォームの規格化を実施し、その普及を促進する。		措置		医療ア 参照		
	b 診療報酬点数算定ルールは複雑かつあいまいなものになっているので、その明確化、簡素化を図り、コンピューターで利用可能な算定ルールの確立と周知徹底を行う。	逐次実施			医療ア 参照		
カルテの電子化及び用語・コード様の標準化 (厚生労働省) <医療アの再掲>	a 電子カルテの導入・普及を積極的に促進する。その際、用語・コード・様式の標準化を進め、医師、医療機関が同一のものを使用することが不可欠であり、現在標準化されている病名、医薬品名等の普及を促進するとともに、その他の用語の標準化を完成させる。			措置	医療ア 参照		
	b カルテにおける用語・コードなどはレセプトにおけるそれと統一したものとし、将来的にはカルテから機械的にレセプトが作成される仕組みとする。	検討・逐次実施			医療ア 参照		
遠隔医療等の医療分野のIT化の推進 (厚生労働省) <医療アの再掲>	a 高度な医療サービスを効果的、効率的に提供できるよう、病診連携や病病連携と併せて、遠隔診断等の遠隔医療を推進する。 また、各種データ交換の際のフォーマット、電子的情報交換手順、情報セキュリティ技術等の標準について早急に確立し、積極的な普及策を講ずる。	検討・結論・推進	推進	推進	医療ア 参照		

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	b 病院内のチーム医療と同等な高レベルの処方チェックを可能とすべく、ITを活用した薬局機能の高度化について検討し、所要の措置を講ずる。	検討	検討	結論・措置	医療ア 参照	
	c 保険者におけるレセプトの保管について、電子媒体での保管を認める方向で検討する。	検討(結論)	措置		医療ア 参照	
個人情報の保護とデータの科学的利活用の在り方 (厚生労働省) <医療アの再掲>	a 医療分野における個人情報保護に関して、「個人情報保護基本法制に関する大綱」(平成12年10月11日情報通信技術(IT)戦略本部個人情報保護法制化専門委員会決定)の趣旨に沿って早急に検討し、所要の措置を講ずる。 【障害者に係る欠格事由の適正化を図るための医師法等の一部を改正する法律(平成13年法律第87号)】	一部措置済(7月)	措置		医療ア 参照	
	b 疫学研究等について、医学全体の発展を通じた公衆衛生の向上等の公益の実現を図る観点から、個人情報の保護を図りながら、情報の適正な利活用を可能にする仕組みについて検討し、早急に整備する。	結論	措置		医療ア 参照	
複数の医療機関による患者情報の共有 (厚生労働省) <医療アの再掲>	安全で質の高い患者本意の医療サービスを実現するために、個人情報の保護など一定の条件を備えた上で、患者情報を複数の医療機関で共有し有効活用が出来るよう措置する。 【平成14年厚生労働省医政局長通知】	逐次実施			医療ア 参照	
医療提供者に関する情報公開 (厚生労働省) <医療イの再掲>	医療機関の医療機能、業務内容、医師の専門分野、診療実績などに関する客観的に比較可能な情報公開を促進する。 そのため、医療に関する各種情報のデータベース化、ネットワーク化を行い、国民が容易に情報にアクセスできる環境の整備を実施する。 【平成14年厚生労働省告示】	逐次実施			<医療イ 参照	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
薬歴管理の電子化 (厚生労働省) <流通ウの再掲>	薬歴の電子媒体による管理について、基準となるソフト等を開発し、その項目について一定の基準を示すこと等により、事業者の効率性の向上を図るとともに、消費者にとっての安心感を与えるべく所要の措置を講ずる。	検討	結論			<流通ウ 参照>	
介護保険給付業務におけるIT化の促進 (厚生労働省) <福祉アの再掲>	a 介護支援専門員がケアプランを作成する際に必要となるサービス事業者の空き情報等の情報化等の介護保険給付業務に係るIT化を進める。	逐次実施				<福祉ア 参照>	
	b 介護サービスの利用者がWAM-NET(福祉保健医療情報ネットワーク)等を通して事業者情報等に直接アクセスし、サービス選択の判断に資することができるようなシステム構築を図る。	逐次実施				<福祉ア 参照>	
	c 介護に関する技術の発展等に資するために、例えば提供サービスと対象者の心身の状況の変化の関係を検証するなど、個人情報保護のための方策を明確にした上で、要介護者に関する情報の収集や分析等に努める。	検討	措置			<福祉ア 参照>	
職業紹介手続における電子メールの利用 (厚生労働省) <雇用ア iの再掲>	職業紹介手続において緊急時以外においても書面に代わる電子メールの利用を認める。 【平成13年厚生労働省令第61号】	措置済 (4月施行)				<雇用ア i参照>	
インターネット職業紹介に係る事業所面積要件の撤廃 (厚生労働省) <雇用ア jの再掲>	専らインターネットのみによる職業紹介について、事業所面積に係る20㎡要件を廃止する。 【平成13年厚生労働省職業安定局長通達】	措置済 (4月施行)				<雇用ア j参照>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
雇用分野の情報化 (厚生労働省) <雇用ア kの再掲>	官民連携した雇用情報システム運営協議会」における合意を基に、公共職業安定所と民間職業紹介事業者等の連携による求人・求職情報の一元化と円滑な利用を図る総合情報ネットワークの運用を、平成13年度から確実に開始する。	措置済 (8月運用開始)			<雇用ア k参照>	
E T Cの推進 (国土交通省)	一般利用者に対するサービスを平成14年度中に全国の主要な料金所に拡大、おおむね5年後を目途に都市高速道路においてE T C(Electronic Toll Collection System: ノンストップ自動料金支払いシステム)に限定した利用を目指す。	逐次実施			(国土交通省) E T Cサービスの拡大については、平成14年度末時点で全国の主要な約900箇所の料金所に拡大し、整備目標を達成した。	
民生用D S R Cシステム導入に関する制約の緩和 (総務省)	端末機器と路側機との間で情報を双方向でやりとりするD S R C(Dedicated Short Range Communication 狭域通信)システムについて、平成12年10月のD S R Cシステムに関する電気通信技術審議会の答申に基づき、同システムがE T C以外の多様な用途に活用できるよう周波数割当て、技術基準等の整備を早急に行う。 【平成13年総務省令第63号及び第64号】	措置済 (4月施行)				
道路交通情報提供に関する制約の緩和 (警察庁、国土交通省)	a 道路交通情報提供事業への民間事業者の参入を促進し、また、新たな技術開発を図る観点から、交通の安全と円滑に関する必要最小限の法的な担保措置を設けるため、道路交通法を改正するなどの措置を講じた上で、現状の規制を撤廃することを早急に検討する。 【道路交通法の一部を改正する法律(平成13年法律第51号)】	法律案成立後公布	措置(6月施行)		(警察庁) 平成14年6月1日、民間事業者の参入促進のための改正道路交通法が施行された。	
	b 交通渋滞予測等の先進的な技術については、産官学の多面的な視点で可及的速やかに検証を行い、民間事業分野における実用化を推進する。	検討(結論)	措置		(警察庁) 平成13・14年度において、渋滞予測技術に関する調査研究を実施するとともに、平成14年12月27日、民間が作成する予測交通情報の正確性等を検証するシステムを整備し、平成15年4月1日から運用を開始した。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
I T S技術の国際標準化の推進 (警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省)	I T S(Intelligent Transport Systems : 高度道路交通システム)関連産業の国際競争力強化の観点も踏まえつつ、車両の走行を支援するシステムやD S R C(狭域通信)システム等をI S O(国際標準化機構)及びI T U(国際電気通信連合)に提案する等により各種I T S技術の国際標準化を目指す。 (平成17年度末までの間)	逐次実施			<p>(警察庁) I S Oにおいて、緊急車両優先制御(P R E S T O)について、平成13年度中から国内・国際調整を行い、投票の結果、平成15年1月にN P(提案段階)として承認された。</p> <p>また、中央決定型経路誘導(C D R G)について、平成13年度中に国際調整を行い、平成15年1月にT R(テクニカル・レポート)として承認された。</p> <p>(総務省) I T Uにおいて、我が国のD S R C(狭域通信)システムの無線通信技術の国際勧告化を提案し、平成14年8月に勧告化された。</p> <p>(経済産業省) I S Oにおいて、平成14年10月に「車間距離制御システム(I S O15622)」及び「前方車両追突警報システム(I S O15623)」を、平成14年12月には「中央データレジストリとデータ辞書の要件(I S O14817)」を国際規格として策定した。</p> <p>また、平成14年5月に広域通信における「プロトコル管理情報(15662)」、平成14年12月には「D S R C第7層(15628)」がD I S(照会段階)になった。</p> <p>(国土交通省) 平成14年10月、I S Oにおいて走行支援システムに用いる狭域通信に関する仕様がD I S(照会段階)になった。</p>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
ITに係る刑事基本法制の整備 (法務省) <法務ウの再掲>	IT経済社会における刑事の基本法制について、高度情報通信ネットワーク社会の安全性及び信頼性の確保に資するため、法的基盤の整備を行う。 a 平成13年中に、刑法において、支払用カードの偽造等の犯罪に関する罰則を整備する。 【刑法の一部を改正する法律(平成13年法律第97号)】	措置済 (7月施行)			<法務ウ 参照>	
	b 平成17年までに、各種ハイテク犯罪に対する罰則、情報通信ネットワークに関する捜査手続について、必要に応じた法整備を行う。	必要に応じて法整備			<法務ウ 参照>	
暗号技術の標準化の推進 (総務省、経済産業省)	客観的にその安全性が評価され、実装性が優れた暗号技術を採用するため、ISO、ITU等における暗号技術の国際標準化の状況を踏まえ、専門家による検討会の開催等を通じて電子政府利用等に資する暗号技術の評価及び標準化を行う。	14年度までに実施			(総務省、経済産業省) 総務省と経済産業省において共同で開催している「暗号技術検討会」等において暗号技術を評価し、その結果として平成15年2月20日に「電子政府推奨暗号リスト」を作成した。 更にこれを踏まえ、平成15年2月28日、各省庁の情報システム調達における暗号の利用方針について「行政情報システム関係課長連絡会議」において了承された。	
21情報セキュリティマネジメント規格の確立 (経済産業省)	情報セキュリティマネジメントに関する国際規格(ISO/IEC13335、ISO/IEC17799)をJIS等へ国内規格化するとともに、情報処理サービス業を対象とした事業所認証制度を創設することにより、情報通信ネットワークの安全性及び信頼性を確保する。 【平成14年2月20日経済産業省公示】	措置済				

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考		
事項名	措置内容等	実施予定時期						
		平成13年度	平成14年度	平成15年度				
22行政の情報化 (各府省)	a 行政情報化の総合的・計画的推進 行政の情報化については、「行政改革大綱」(平成12年12月1日閣議決定)等を踏まえ、添付書類の簡素化を始めとする手続きそのもの見直し、国民にとって安心かつ使いやすいシステムの整備などに積極的に取り組むとともに、国民等の要請にこたえ、電子政府の早期実現を目指す。	13年度以降逐次実施			<p>(各府省) 平成14年6月18日、IT戦略本部において、行政の情報化を、重点政策分野の一つに位置付けた「e-Japan 重点計画-2002」を決定した。 また、平成14年9月18日、IT戦略本部に「各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議」を設置し、国民の利便性・サービスの向上、IT化に対応した業務改革等に重点的に取り組むこととした。 各府省においては、上記のほかアクションプラン等により、行政の電子化を進めている。</p>			
(各府省)	b 申請・届出等手続きの電子化 国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続きを、平成15年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする。	15年度までに実施					<p>(各府省) 申請・届出等手続きを平成15年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにするため、「e-Japan 重点計画-2002」、アクション・プラン等に基づき、推進している。</p>	
(各府省)	(a) 各個別手続きのオンライン化実施時期の前倒し、簡素化等手続きそのもの抜本の見直し及び事務処理の電子化という観点から、既存のアクション・プランを見直し、新たなアクション・プランを平成13年度早期に策定する。	措置済						
(総務省)	(b) 行政手続きのオンライン化のための法整備 行政手続きについて、原則としてすべて書面による手続きに加えオンラインによる手続きも可能とするための法案を提出するなどにより、所要の法整備を行う。 (第154回国会に関係法案提出予定)		法案成立後公布・施行				<p>(総務省) 「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」(平成14年法律第151号)及び「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成14年法律第152号)の成立・施行により、行政手続について、原則としてすべて書面による手続きに加えオンラインによる手続きも可能となった。(平成15年2月3日施行)</p>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(各府省)	(c) 申請・届出等手続の電子化にかかわる共通の基盤システム(府省認証システム、複数の手続の受付・結果通知等について汎用的に利用できるシステム)を平成14年度までに整備する。	14年度までに実施			(各府省) 平成13年4月、総務省において、ブリッジ認証局を整備した。 平成13年8月に行政情報化推進各省庁連絡会議において策定した「府省認証局の詳細仕様」、「申請・届出等手続のオンライン化に関わる汎用受付等システムの基本的な仕様」に基づき、各府省において、府省認証局及び汎用受付等システムを14年度までに整備した。	
(各府省)	(d) 可能な限り、平成14年度までに個別手続のオンラインシステムを整備する。	14年度までに実施			(各府省) できるだけ早期にオンライン化を実施すべく、各府省において策定したアクション・プランに基づき、個別手続のオンラインシステムの整備を推進している。	
(総務省)	(e) ワンストップサービスの推進 各府省が提供する申請・届出等手続に関する案内情報や申請書の様式等をホームページに掲載したものを横断的に検索・入手できる総合窓口システムを平成13年度から運用開始する。 総合窓口システムにおいて、平成15年度までに、各府省の行政手続の申請・受付システムへのアクセスを可能とする。	一部措置済(4月運用開始)	15年度までに実施		(総務省) 総務省において、国民等が行政情報に容易にアクセスできるよう、全府省のホームページから提供する情報に一元的にアクセスできる「電子政府の総合窓口システム」について平成13年4月1日から運用を開始した。 また、平成14年4月からは、同システムから、先行して一部運用を開始した総務省、経済産業省の申請・受付システムへのアクセスが可能となっている。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省) <運輸才の再掲>) 輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス(シングルウィンドウ化)の推進について、既往の部分システムの改善にも努めつつ、利用者にとって使いやすく、運用に当たってコストが低く、国際標準にも配慮し、手続面で簡素なシステムを構築するために、関係省庁が協力して、検討・調整を進め、平成15年度のできるだけ早い時期に運用開始する。	検討・調整	検討・調整	出来るだけ早い時期に運用開始	<運輸才 参照>	
(財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)) 輸出入・港湾諸手続について、平成13年度中に、関係府省の間でネットワークを通じた効率的な情報の共有と活用を可能とするための検討体制の整備を図る。その際、統計情報を含め、現行の提出書類を徹底的に見直し、標準化を実施するとともに、他府省と重複するもの、また単なる参考資料として提出を求められているものについては、一本化あるいは廃止を検討する。また、申請手続フォーマットの集約化を検討する。 さらに、通関情報処理システム(NACCS)と港湾EDIシステムについては平成13年度中を目途に接続、NACCSと外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入許可・承認手続システム(JETRAS)については、平成14年度までを目途に、また、NACCS、港湾EDIシステムと乗員上陸許可支援システム(仮称)についても、平成14年度までを目途に、それぞれ連携する。	検討・調整(検討体制整備済)	検討・調整	できるだけ早い時期に運用開始	(財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省) 輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス(シングルウィンドウ化)の推進を図るため、関係府省の間において検討体制(「輸出入・港湾手続関連府省連絡会議」)を整備(平成13年9月)。当該連絡会議の申合せに基づき、1回の入力・送信で関係府省に対する全ての必要な輸出入・港湾関連手続ができるシングルウィンドウ化の早期実現に向け鋭意システム開発作業中である。(平成15年7月中を目途)	
		一部措置	措置		(財務省、法務省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省) NACCSと港湾EDIシステムを平成14年1月に接続・運用開始し、NACCSとJETRASを平成14年11月に接続・運用開始した。 さらに平成15年2月には、NACCS、港湾EDI及び乗員上陸許可支援システムを相互接続した。 今後、平成15年7月中を目途にシングルウィンドウ化を実現する予定である。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(国土交通省及び関係府省)	<p>なお、平成15年度までの実現を予定している輸出入手続の電子化の一環として、民間の収納インフラの利活用や各種輸出入手続の申告・申請・受付システムと貿易関連手続の電子化に係る民間システムとの連携等を検討する。</p>	15年度までに実施			<p>(財務省) 民間の収納インフラの利活用等につき検討を開始し、関税・消費税等の納付について、日本銀行及び金融機関のシステム整備を前提として、平成15年度までに、インターネット等を利用した納付を可能とするためのシステム整備、運用を開始することとしている。</p>	
	<p>)自動車保有関係手続について、おおむね平成17年を目標に手続の電子化によるワンストップサービス・システムの稼動開始を目指す。このため、おおむね平成15年を目途として、地方公共団体の財政状況等に配慮した上で、特定地域を選定し、システムの実用化に係る試験運用を行う。</p>			<p>おおむね15年度を目途に試験運用</p>		
(各府省)	<p>c 政府調達の電子化 (a) 非公共事業 各府省がホームページで提供する調達情報を一括する政府調達情報の統合データベースの運用を平成13年度に開始するとともに、インターネット技術を活用した電子入札・開札の平成15年度までの導入に向けて取り組む。 【平成13年6月より統合データベースの運用開始】</p>	15年度までに実施			<p>(各府省) 各府省においては、電子入札・開札の平成15年度までの導入に向けた取組を推進している。 【平成14年度までに導入された府省】 総務省</p>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考	
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
(国土交通省及び関係府省)	(b) 公共事業 平成13年10月から一部の直轄事業でインターネットを活用した電子入札・開札を開始、原則として、平成16年度までにすべての直轄事業で電子入札・開札を導入する。 なお、国土交通省においては、公共事業支援統合情報システム(CALS/EC)を平成16年度までに構築する。	13年度以降逐次実施 (16年度までに措置)			<p>(国土交通省)</p> <p>○ これまで平成16年度までに全ての直轄事業で電子入札・開札を導入することとしていたが、計画を1年前倒しし、平成15年度から全面的に導入することとした。</p> <p>(農林水産省)</p> <p>平成15年度に一部導入するほか、平成16年度の全面導入に向け、取組を進める。</p>		
(各府省)	d 国庫金事務の電子化 国税、年金徴収・支払等国庫金事務について、電子化を推進する。	13年度以降逐次実施					<p>(財務省)</p> <p>歳入金・国税の納付及び歳出金の振込について、日本銀行及び金融機関のシステム整備を前提として、平成15年度までに、インターネット等を利用した納付及びオンライン等による振込みを可能とするためのシステム開発及びテストを行っている。</p>
	国税の申告手続きについて、平成15年度から、一部税目についてインターネット等による申告を可能とする。			実施			

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(総務省)	(b) 歳入金・国税の納付及び歳出金・国税還付金の振込について、日本銀行及び金融機関のシステム整備を前提として、平成15年度までに、インターネット等を利用した納付及びオンライン等による振込みを可能とするためのシステム整備、運用を開始する。	15年度までに実施			<p>(各府省)</p> <p>官庁会計事務データ通信システム(ADAMS)については、各省各庁等の会計課長等を構成員とする「会計事務機械化等連絡協議会」において、平成15年4月から、基本的に全官署、全会計に導入することで合意済みであり、平成15年4月より日本銀行とのオンライン化を実施した。</p> <p>歳入関係</p> <p>歳入関係については、財務省において各府省が共同して利用する歳入金電子納付システムの開発を進めており、日本銀行及び金融機関のシステム整備を前提として、平成16年1月から運用を開始する予定。</p> <p>また、国民年金保険料の口座振替については、平成14年4月から口座振替に係る委託データを電子化した。</p> <p>また、国税の納付については、平成15年度から原則として全税目について、システムの安定的な稼働等に留意しつつインターネット等を利用した納付を可能とすべく、電子申告、申請・届出等手続の電子化と併せてシステム開発及びテストを行っている。</p> <p>歳出関係</p> <p>国税還付金の振込については、平成13年12月から一定の要件を満たす還付金データをMTにより国税庁から日本銀行に交付する処理を開始した。</p>	
	e 地方公共団体における行政情報化の推進 (a) 地方公共団体を相互に接続する総合行政ネットワークについて、平成15年度までに構築する。また、速やかに霞が関WANとの接続を図る。	都道府県、政令指定都市等との構築	市町村との構築		<p>(総務省)</p> <p>平成13年10月、都道府県、政令指定都市において接続。平成14年4月霞が関WANと接続。その他の市町村についても、15年度までの接続を引き続き要請していく。</p>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						
事項名	措置内容等	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等	備考
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	(b) 国の行政機関の認証システムと整合性のある地方公共団体の組織認証システムについて、平成15年度までに構築する。	都道府県、政令指定都市等との構築	市町村における構築		(総務省) 平成13年度、都道府県、政令指定都市において構築。その他の市町村についても、15年度までの構築を支援していく。	
	(c) 地方公共団体による公的個人認証サービスについて、平成15年度までの運用開始を目指し、その構築に向け、法案を提出するなど、所要の法整備等を行う。 (第154回国会に関係法案提出予定)		15年度までに運用開始		(総務省) 平成14年12月13日に「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」(平成14年法律第153号)が公布された。	
	(d) 国は、地方公共団体が処理する申請・届出等の行政手続等のオンラインによる実施を可能とするため、法令等の整備、実施方策の提示等を行うなどの環境整備を推進する。 (第154回国会に関係法案提出予定)		法案成立後公布・施行		(総務省) 「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案」(平成14年法律第151号)及び「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」(平成14年法律第152号)が平成14年12月13日に公布され、平成15年2月3日に施行された。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
23 ICカードの普及 (内閣官房及び関係府省)	<p>国民等の利便性の向上、行政コストの削減を図るため、行政機関が発行するICカードに関して、運転免許証等国際的な検討の対象となっているものを除き、複数の情報を相乗りさせることについて検討する。このため、関係府省が連携して、制度面、技術面、コスト面、利便性や安全性等の面からその可能性を検討した上で、平成13年度のできる限り早い時期に基本的スペックを策定する。</p> <p>【公的分野における連携ICカードの実現に向けた基本的考え方(平成13年7月27日策定)】</p>	措置済				
24 外為関係の諸報告 (財務省) <金融才の再掲>	外為関係の諸報告の電子媒体化について、結論を得、所要の措置を講ずる。	結論	一部措置	措置	<金融才 参照>	
25 国別対外債権残高報告書のOCR用紙による報告義務付けの廃止 (財務省) <金融才の再掲>	特別国際金融取引勘定承認金融機関が、外国為替及び外国貿易法第55条の7等に基づき、作成・提出することとされている四半期ごとの非居住者に対する国籍及び所在国別の債権残高の状況に係る「国別対外債権残高報告書」について、OCR(Optical Character Reader:光学式文字読み取り)用紙による作成の廃止を検討し、所要の措置を講ずる。	結論	措置		<金融才 参照>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
26 学術報告書の電子化 (関係府省)	公的機関、国公立大学発行の論文・報告書、国からの直接委託等により民間企業等において研究開発したものの成果について、可能な限りインターネット等で電子データ等による公開を進める。	検討・逐次実施			<p>(総務省) 郵政研究所、独立行政法人通信総合研究所、通信・放送機構では、研究開発成果等をホームページにおいて公開している。</p> <p>(文部科学省) 大学における学術情報並びに学協会及び公的機関における科学技術情報の迅速・的確な提供及び成果の発信を促進するために、国立大学、国立情報学研究所及び科学技術振興事業団による各種データベースの作成・提供並びに学会誌等の電子化支援及びその流通等を図った。</p> <p>(厚生労働省) 従来から、厚生科学研究費補助金による研究成果について国立公衆衛生院(平成14年4月より国立保健医療科学院)ホームページにデータベースを整備しているほか、国立試験研究機関、国立高度専門医療センター等の研究成果についてもほぼ全ての機関においてホームページに概要等を掲載している。さらに、平成14年2月8日、各機関に対し、掲載内容の充実等を指示した。</p> <p>(農林水産省) 公的機関や国公立大学等による農林水産関係の研究論文、研究成果情報、映像情報等について、インターネット上で公開中である。</p> <p>(経済産業省) 独立行政法人産業技術総合研究所では、研究開発成果を自身のホームページにて、広く公開している。</p>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
27工業所有権に関する手数料納付の電子化(経済産業省)	工業所有権に関する手数料納付について、手数料の決済に関するリスク負担等を踏まえつつ、電子化に必要な措置について検討を進める。	検討	15年度までに実施		(経済産業省) 「行政における情報通信の技術の利用に関する法律」(平成14年12月6日法律第151号)等の施行により、手数料納付の電子化が法的に可能となった。 現在は、システム開発進めているところである。	
28鉱業権設定出願の際の添付区域図の電子化	鉱業権設定出願の際の添付区域図について、パソコンで作成した図面による提出を認めることについて、技術的又は制度的な課題解決の進展状況を踏まえ検討する。	措置済(7月施行)				
29電気用品の技術基準適合検査記録(経済産業省)	電気用品安全法における検査記録について、電子媒体による保存を可能とする。 【平成13年経済産業省令第20号】	措置済(4月施行)				
30情報システム開発・調達プロセスの改善(経済産業省及び関係府省)	IT社会に対応した成熟度のあるシステム開発・調達を官民に広く普及するため、ソフトウェア開発・調達プロセス評価指標モデルを策定するとともに、競争の一層の促進を図る観点から、同モデルの活用などソフトウェアの特質を踏まえた調達の速やかな導入・普及に向けた検討を行う。	評価指標の検討	結論		(経済産業省) 平成15年1月31日に「ソフトウェア開発・調達プロセス評価指標モデル」を策定した。 それを踏まえ、平成15年3月19日、ソフトウェア開発・調達プロセス評価指標モデルの活用について「情報システムに係る政府調達府省連絡会議」において了承された。	
31工場立地法に基づく届出等の電子化(経済産業省)	工場立地法に基づく届出等について、手続のオンライン化を検討する。	検討	措置		(経済産業省) 「行政における情報通信の技術の利用に関する法律」(平成14年法律第151号)の施行によりオンラインでの届出等が可能となった。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
32軽自動車税申告書・納付書の様式の統一化(総務省)	軽自動車税申告書・納付書の様式の統一化について、国民負担を軽減する観点から、地方公共団体と電算システムの再構築、費用負担等について検討を行う。	検討	結論		(総務省) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年4月1日法律第9号)により、申告書の様式を統一化した。(平成16年4月1日施行)	
33自動車取得税の申告書の様式の統一化(総務省)	自動車取得税の申告書について、自動車関係手続のワンストップサービスの実現を図るため、電子化以外の手法による短期的施策として、申告書の様式を統一化する。 【平成13年総務省令第55号及び第183号】	周知	措置 (4月施行)		(総務省) 地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成13年総務省令第55号及び183号)により措置した。(平成14年4月1日施行)	
34無線局の免許申請等の手続のオンライン化(総務省)	無線局の免許申請等手続について、オンラインによる手続を可能とするよう検討を行い、所要の措置を講ずる。	検討	一部措置	措置	(総務省) 「総務省行政手続の電子化推進アクション・プラン」(平成14年7月)に基づき、一部手続のオンライン化を行った。(平成14年度に58%の手続をオンライン化)	
35住民基本台帳ネットワークシステムの構築(総務省)	住民基本台帳制度について、住民基本台帳ネットワークシステムの構築により、転入・転出手続の簡略化、市町村の区域を超えた広域的な住民票の写しの交付、効率的な行政機関への情報提供等を可能とするための所要の措置を講ずる。 【住民基本台帳法の一部を改正する政令(平成13年政令第273号)、平成13年総務省令第135号】	基本的な部分は平成14年度措置(平成14年8月5日施行)、その他の部分は住民基本台帳法の一部を改正する法律公布の日(平成11年8月18日)から5年以内に施行			(総務省) 行政機関等への情報提供など住民基本台帳ネットワークシステムの基本的部分については、平成14年8月5日から実施した。 転入転出手続の簡素化、市町村の区域を超えた広域的な住民票の写しの交付等に関する部分については、平成15年8月から実施予定である。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
36法人地方税申告書・納付書の電子化 (総務省)	法人地方税申告書・納付書の電子化について、全国の市町村の税務電算システムの導入状況等を勘案しつつ、実現方策について検討を行う。	検討	検討	検討・一部措置	(総務省) 法人住民税・法人事業税等の地方税の申告手続の電子化については、平成13年度からモデルシステムの開発を行ってきたところであり、その成果を踏まえ、平成14年末にモデルシステム仕様書を提示した。今後は各地方公共団体において順次導入を図ることとする。 また、納付等の手続の電子化については、公金収納のためのネットワークの整備状況を踏まえつつ、実現方策について平成15年度以降検討していく。	
37地方公共団体における入札手続の電子化 (総務省)	地方公共団体が入札手続の電子化を国の実施スケジュールに合わせて円滑に推進できるよう、検討し、所要の措置を講ずる。 【平成13年総務省自治行政局長通知】	一部措置済	措置(地方財政措置)		(総務省) 「入札手続の電子化等の推進について」(平成13年12月27日総行第204号)により、地方公共団体に対して、入札手続の電子化等の積極的な推進について要請した。 また、平成14年度予算において、入札手続の電子化のためのシステム構築に要する経費を地方財政措置した。	
38公共工事における各種書類の標準化とネットワークの活用 (国土交通省) <住宅イの再掲>	公共工事において関係者間で交換・共有する各種情報の標準化を推進するとともに、ネットワークの活用を促進する。	検討	検討	措置	<住宅イ 参照>	
39建設業に係る許可申請の電子化 (国土交通省) <住宅ウの再掲>	建設業許可に係る申請、届出等手続について、インターネット等を利用した申請等が可能な部分からのシステム整備を図る。	検討	検討	一部施行	<住宅ウ 参照>	

規制改革推進3か年計画（改定）（平成14年3月29日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
40 宅地建物取引業に係る免許申請の電子化（国土交通省） <住宅ウ の再掲>	宅地建物取引業の免許に係る申請、届出等手続きについて、インターネット等を利用した申請等が可能な部分からのシステム整備を図る。	検討	検討	一部施行	<住宅ウ 参照>	
41 登記のオンラインによる一括申請及び登記事項の電子化（法務省） <法務イ の再掲>	企業の負担を軽減する観点から、本店及び支店の登記を一括してオンラインにより申請することができるようにする。 また、利用者の利便性向上の観点から、登記情報の電子化を早める。	検討			<法務イ 参照>	

オ IT化を担う人材育成の強化

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
インターネット等を用いた学校情報の発信 (文部科学省) <教育ア23bの再掲>	インターネットに接続されているコンピュータが整備された学校に対し、個人情報や、著作権の保護に十分配慮し、学校や学校の教育活動の紹介などホームページを利用した学校情報の発信が主体的に行われるよう、必要な助言や情報提供を行う。	措置済			<教育ア23b参照>	
学校等における情報化の促進 (文部科学省) <教育ア24の再掲>	コンピュータ等を活用した教材指導を促進する観点から、教員向けの情報教育の手引等の作成を行う。また、情報教育関係団体と連携協力し、広く情報収集を行うとともに、具体的な指導方法の事例集やガイドブックの作成などにより、コンピュータ等を活用した教材指導について、地方公共団体や各学校に対して一層積極的に情報提供していく。	措置済			<教育ア24参照>	
インターネット等を用いた高等学校教育の促進 (文部科学省) <教育ア25の再掲>	高等学校段階の教育において、通信教育の充実を図る観点からインターネットを活用した教育の可能性について検討に着手する。	検討	検討 (結論)		<教育ア25参照>	
インターネット等を用いた高等教育の促進 (文部科学省) <教育イの再掲>	インターネットを活用した授業について、効果的な学習指導を行い得る体制が整えられている場合には、直接の対面授業におけるような同時性・双方向性がなくとも、これを遠隔授業として位置付け、単位修得を可能とする。	措置済			<教育イ参照>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
情報処理技術者試験制度の相互承認等 (経済産業省)	海外の専門的IT技術者の活用を促進するため、情報処理技術者試験制度の相互承認等の措置を早期に実施する。	逐次実施			(経済産業省) 平成13年2月9日にインド、8月24日にシンガポール、12月21日に韓国、平成14年1月31日に中国、4月17日にフィリピン、6月25日にタイ、7月4日にベトナム、11月13日にミャンマーと相互承認の措置について合意した。	
外国人IT技術者受入れ関連制度の見直し (法務省) <法務ウの再掲>	IT技術者などの専門的・技術的分野の業務に従事する外国人を一層積極的に受け入れ、我が国における高度な技術や知識を有する人材の確保を図るため、IT技術者に関する上陸許可基準等外国人受入れ関連制度の見直しについて検討を行い、所要の措置を講ずる。 【平成13年法務省令第79号(平成13年12月28日施行)により制度改正を実施、新制度の下で補充的に必要な措置を、平成13年法務省告示第579号(平成13年12月28日施行)のほか、14年度以降、逐次実施】	平成13年度中に検討・結論 結論に基づき逐次実施			<法務ウ 参照>	

カ その他

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
PHSのトランシーバーモードにおける通話時間制限(3分)の緩和(総務省)	PHSのトランシーバーモードに課せられている通話時間制限(3分間)について、その緩和の可能性について検討を行い、平成13年度中に結論を得る。 【平成14年総務省令第21号】	措置済(2月施行)					
Xバンドの使用に関する規制緩和(総務省)	人体検知センサーなどの電波センサーへのXバンド(10.525GHz帯)の周波数帯利用について、技術的条件に関する平成12年11月27日電気通信技術審議会答申を踏まえ、技術基準等の制度整備について検討を進め、平成13年度中に結論を得る。 【平成13年総務省令第75号、第76号、第77号】	措置済(5月施行)					
非接触型ICカードの無線局設置の際の申請手続の簡素化(総務省)	非接触型ICカードの無線局の開設に当たっては申請負担軽減の観点から手続方法及び技術基準等について、システムの運用実績や特殊性に考慮した規律の見直しを行い、一括申請の容認等手続の簡素化を図る。		措置(結論・実施)			(総務省) 多様化する利用形態に柔軟に対応できるよう送信出力の規律方法の変更等、技術基準の緩和を行った。 また、システム特殊性を踏まえ、無線設備から高周波利用設備への規律方法に変更することにより、型式指定を受ければ個別申請を不要とする等、手続の簡素化を行った。(平成14年9月19日に関係省令等施行)	